

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月●日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令

三重県公文書管理規程（令和2年三重県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第18条関係） その1		別表第2（第18条関係） その1	
例示 (略)	発信者名 (略)	例示 (略)	発信者名 (略)
1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。）		1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。）	
2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。）	部（局）長 総務部デジタル推進局長	2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。）	部（局）長 総務部デジタル推進局長
3 個人又は団体の長宛てのもの	進局長	3 個人又は団体の長宛てのもの	進局長
4 部（局）長並びに総務部デジタル推進局長、地域連携・交通部スポーツ推進局長、地域連携・交通部南部地域振興局長、環境生活部環境共生局長及び県土整備部理事（以下「部（局）長等」という。）宛てのもの	地域連携・交通部スポーツ推進局長 地域連携・交通部南部地域振興局長 環境生活部環境共生局長 県土整備部理事	4 部（局）長並びに総務部デジタル推進局長、地域連携・交通部スポーツ推進局長、地域連携・交通部南部地域振興局長、環境生活部環境共生局長、 <u>医療保健部理事</u> 及び県土整備部理事（以下「部（局）長等」という。）宛てのもの	地域連携・交通部スポーツ推進局長 地域連携・交通部南部地域振興局長 環境生活部環境共生局長 <u>医療保健部理事</u> 県土整備部理事
5 本庁課の課長若しくはプロジェクトチームの担当課長又は地域機関の長宛てのもの		5 本庁課の課長若しくはプロジェクトチームの担当課長又は地域機関の長宛てのもの	
6 その他部（局）長等名によることを適当とするもの		6 その他部（局）長等名によることを適当とするもの	
その2（略）		その2（略）	

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。